

ICRCの外科医が銃撃を受けた被害者の家を訪問。服を着替えさせ、治療をしている。患者は、外出することに恐怖を感じ、病院へ行くことができない。
(6月24日、キルギス・オシ)



© ICRC/KOKIC, Marko



© ICRC/VON BERGEN, Michael



© ICRC/VON TOGGENBURG, Christoph

NEWSLETTER

© ICRC/KOKIC, Marko

第10号 2010年夏号

赤十字国際委員会ニュースレター

【目次】	
コラム	1
世界の現場から	2
・キルギス	
・イラン	
・ソマリア	
・年次報告書出版	
特集：核兵器の時代に終止符を	4
日本とICRCの関わり	6
赤十字の輪	7
・青少年のための国際人道法教育	
・上海万博	
駐日事務所通信	8
・文民と軍人の区別をより明確に	
・人道活動の現場に日本人を！	

財政運営局、人事局、法務/政策協力局、広報/情報管理局の責任者が任命されました。新体制の下、ICRCは、「現場で苦しむ人々のニーズへの対応を最優先とし、毅然かつ勇敢な人道的活動を今後も行っていくこと」を再確認しました。最前線での活動継続はもちろんのこと、今後起こりうる人道危機に対しても、ICRCだからこそ成し遂げられることを人々に寄り添いながら続けます。また、活動を行う上で、人道法上の見解や政策に関する議論も活発化させ、「人道外交」を通して政府やその他勢力への影響力をさらに高めていくことを目指します。

では、紛争のない日本においてICRCは今後どのように発展していくのでしょうか？駐日事務所としては今後、日本政府やメディア、人道支援機関が、人道的観点から海外で重要な役割を果たすための支援協力、そして機会を提供していきたいと思っています。人道法や刑務所訪問、災害時の家族再会・連絡回復支援について、ICRCの知識や専門性を日本で生かすことができれば幸いです。

本部が新たなビジョンを抱き組織の発展を目指す中、駐日事務所にもさまざまな新しい動きがみられます。国内の多種多様な機関と手を携え、時に画期的な試みにも参加しています。なかでも、広島NPO法人モーストの会が制作した映画「アニメ・ジュノー」に資料提供という形で関与したことは大変興味深い経験でした。同作品は、第二次世界大戦末期にICRC職員として日本に駐在していたマルセル・ジュノーの生涯をアニメ映画化したものです。ジュノーは原爆投下直後の広島に初めて入った外国人医師として、被災者

の治療に心血を注ぎました。秀逸な仕上がりのこの映画は9月1日より東京でロードショー上映されます。是非皆様にもご覧いただければと思います。*上映に関する情報は小誌5ページをご覧ください

2010年末までの半年間は、ICRCのネットワークを拡大し、政府当局者をはじめ、日本のオピニオンリーダーや有識者の方達との対話の場を積極的に設けていく意向です。日本が人道外交を通じてアジアで頭角を現し、国際社会においても積極的にイニシアチブをとる「人道先進国」となるようICRCがお手伝いできれば、これほど嬉しいことはありません。

日本は世界の中でもいち早く「赤十字」の思想を取り入れた国のひとつであり、133年前に日本赤十字社が創立されました。大地震や台風、ハリケーン、サイクロンなど災害時における日本の人道支援は、その高い専門性や知識、豊富なリソースのどれをとっても一流で、国際社会の認めるところです。こうした災害時に結集される力を、この先は是非紛争現場でも発揮してもらい、紛争の最前線で苦しんでいる人々にも同じように手を差し伸べてもらえるよう願っています。駐日事務所も、時代や日本の人道的ニーズに迅速に対応する機関として、皆様との信頼、そしてネットワークの構築に今後も努めていく所存です。

長嶺義宣

赤十字国際委員会 (ICRC)
駐日事務所 所長

赤十字国際委員会 (ICRC) は、紛争現場での支援・保護活動という本来の重要任務を全うしながら、21世紀に多様化する世界の人道的ニーズに応えようと組織の新たな可能性に挑戦しています。

7月1日、ICRCはジュネーブ本部の管理部門の体制を刷新しました。実質ICRCのナンバー2となる組織統括に、広報局長を務めていたイヴ・ダコーが就任。合併・新設された2部門を加えた5つの部門・事業局、



ICRC

世界の現場から

— 現在ICRCが活動している世界80カ国からの最新情報をお知らせします —



破壊されたオシの町

キルギス：民族衝突による未曾有の人道危機

6月10日にキルギス南部オシ市においてキルギス系及びウズベク系の若者の間で始まった衝突が、民族衝突の様相を呈しジャララバードを含む南部へと拡大し続けています。当局によると、6月14日時点で推定8万人が家を追われ、100人以上が死亡、1200人以上がけがを負っており、今後も増え続けると予想されています。

このような事態を受けて、ICRCがまずやらなければならないことは、何百人もの負傷者が運び込まれる病院への医療援助、そして家を破壊された国内避難民 (IDP) への対応でした。医療援助では、オシとジャララバードにある5つの病院の医師を支援しつつ、キルギス赤新月社とともに20の医療センターへ薬や手術用器具を調達しました。

また、緊急のニーズに対応するため、ICRCはキルギス赤新月社とともに、水や食料物資の配給を実施しました。7月15日までに、約25万人が小麦粉と油を、約4.5万人が生活必需品を手にし、1万5500を越える人々に対しては安全な水を確保で

きるよう支援しています。また、オシやジャララバードの拘留所にいる被拘束者にも食料を配給しています。

また、今回の非常事態はキルギスに留まらず、難民という形でウズベキスタンにも波及しています。ウズベキスタン政府によると、認定された難民は7.5万人以上にのぼります。そこで、ICRCはウズベキ



オシを訪れるICRC総裁ケレンベルガー (6月29日)

スタン赤新月社とともに、大規模な支援活動を開始し、40の難民キャンプの訪問、125.3トンにも及ぶ救援物資(テント、毛布、食料、救急健康キットなど)や1万2380人分の水の配給、安否調査サービスの提供を行っています。さらに、ウズベキスタン及びキルギス間の境界で離散してしまった家族間の通信を回復する活動にも従事しています。

6月末には、ICRC総裁のヤコブ・ケレンベルガーがキルギスの首都ビシュケクとオシ市を視察しました。現地を訪問中、総裁は暫定政府のオツンバエワ大統領と会談し、一連の衝突で逮捕された人々への訪問を含め、ICRCが円滑に活動できるよう協力を求めました。

現在、キルギス国内各地でICRCの国際救援要員36名と現地職員84名が支援・保護活動に奔走しています。



身内が警察に連れて行かれ、収容所に届けられる赤十字通信にメッセージを託す女性

Annual Report 2009：長期的紛争に対する持続的かつ柔軟な人道対応の必要性

ICRCでは、今年5月に2009年度年次報告書を出版しました。年次報告書では、昨年1年間の世界80カ国におけるICRCの活動の検証をはじめとして、財務情報や条約の加入状況等の資料も掲載しています。同報告書は、現代の長期的な武力紛争の犠牲者が、安全、食料、水、医療、住まい、医療のような短期的ニーズと、貧困、栄養不良、及び学校、仕事、保健の欠落のような長期的試みが複雑に組み合わさった問題に直面しており、持続的で多面的かつ、柔軟な人道支援が求められていることを指摘しています。



Home > Info resources > Annual Report > ICRC Annual Report 2009 からダウンロードできます。



ハラブジャ（イラク北部クルド地域）の写真に思い思いの証言を書き込む来館者



「友情と平和」展では、日本とイランの子どもたちの絵が並ぶ

たと地元メディアは伝えています。

同イベントは「平和のメッセンジャー」と題され、核兵器や化学兵器の攻撃を受けた地域を持つ5カ国から150枚以上にも及ぶ写真が集められ、展示されました。招待された5カ国は、ベルギー（ベルギー西部イーペルをドイツ軍が化学兵器で攻撃）、日本（米軍が広島に原爆投下）、ベトナム（米軍による枯葉剤使用）、イラク（イラク軍がイラク北部クルド地域のハラブジャを毒ガス攻撃）、イラン（サルダシュトへのイラク軍による毒ガス攻撃）です。

イベント会場となったテヘラン平和資料館は、広島との交流が深く、もともと広島の前原被害者の写真が常設展示されています。今回は、それらに加えて、日本関連イベントが同時開催されました。日本とイランの子供たちが描いた絵を飾った「友情と平和」絵画展、千羽鶴などの折り紙ワークショップ、広島の被爆者による講演会などが企画されました。

ICRCテヘラン：兵器汚染との長きにわたる戦い

～大量破壊兵器をテーマとしたイベントに日本も参加～

イランでは、イラン・イラク戦争で使用された化学兵器や地雷の後遺症に長年悩まされています。それらに対処するため、ICRCはイラン赤新月社とともに兵器汚染に関する地域セミナーを開催するなど積極的な取り組みを定期的に行っています。

セミナーでは、毎年近隣諸国の代表やICRCの専門家を招き、兵器汚染の対処法などこれまで培ってきたノウハウや情報を共有。また、ジャンバザン医学研究所と共同して、化学兵器や地雷、爆発性戦争残存物の被害者の外傷後障害に関する研究へつなげるプロジェクトなども行っています。兵器のもたらす人道的、社会的、経済的影響への関心を高めるために、兵器が用いられた個別のケースや被害者のデータを収集、分析しています。

そうした中、6月29日から7月2日の四日間、イランの首都テヘランにある平和資料館で化学兵器をテーマとした国際展示会が開催され、ICRCも参加しました。同イベントは、戦争に巻き込まれた無実の市民に焦点を当て、大量破壊兵器の恐ろ

しさや今もなお後遺症に苦しむ人々の声を世界に発信することが狙いです。

今から20年以上前の1987年6月29日、イラクが国境付近にあるイランのクルド人地区サルダシュトを化学兵器を用いて攻撃。この事件を契機として、イランは同日を化学兵器の使用反対を訴える記念日と制定しました。同事件により、サルダシュトでは1千人以上の死者が出て、8千人を超える人々が障害を負うことになっ



独自の被爆体験を語る寺本貴司さん



ソマリア：“赤十字”への砲撃事件

ICRCが支援するソマリアのキーサーニー病院が6月29、30日と連続して迫撃砲による攻撃を受けました。最初の砲撃を受けて以降、ICRCは現地のソマリア赤新月社とともに、紛争に関わる全ての勢力に対して、赤十字のマークを掲げた医療施設を攻撃することは国際人道法に反する行為であることを繰り返し訴えています。

キーサーニー病院は6月29日、赤十字マークを明らかに見えるように掲げていたにも関わらず砲撃を受け、患者1名が死亡、負傷者が多数発生し、屋根や壁が破壊されました。病院が故意に標的とされた証拠は挙がっていませんが、ICRCはすぐさま遺憾の意を世界に向けて表明。紛争に関

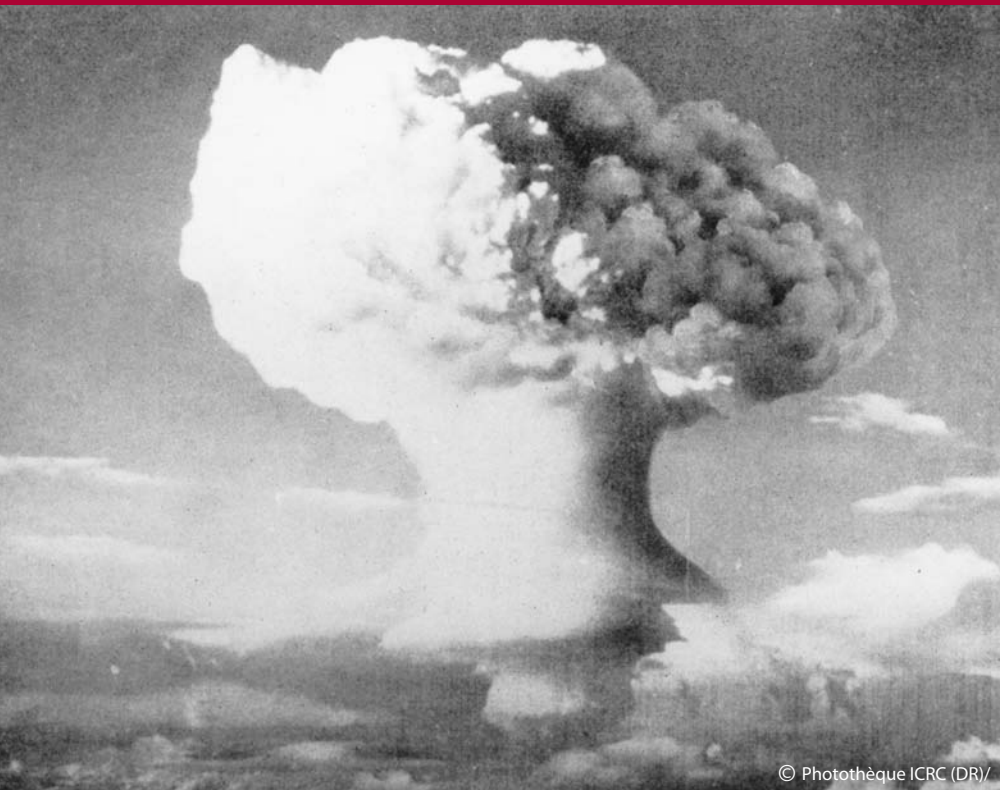
わる全ての勢力に対して国際人道法を遵守するよう呼びかけました。それにもかかわらず、続く6月30日、同病院は二度にわたり迫撃砲による攻撃を受け、建物にさらなるダメージが与えられてしまいました。

一般市民と民間施設は、戦闘に直接参加している人や軍事目標と区別されなければならず、国際人道法上、後者のみが攻撃の対象となりえます。紛争当事者は攻撃を行う際に、一般市民と医療機関を含めた民間施設を守るため、事前に有効かつ十分な警告を行わなければなりません。赤十字標章を付けた医療スタッフや医療施設に対する戦闘行為も行ってはならず、

攻撃を行う際や軍隊や軍備を整える際、病院や民間人への危害を最小限に抑えるための対策を講じる必要があります。

今回攻撃を受けたキーサーニー病院は、今年に入ってから、女性300人以上、子ども約200人を含む1,400人近い紛争犠牲者を受け入れ、治療を行っています。ICRCソマリア主席代表のパスカル・モシユルは、「今回の事件に衝撃を受けています。負傷者や医療スタッフの置かれる状況は日々、危険度を増しています」と厳しい現状に言及。ソマリアの戦闘状況が一般市民をはじめ、医療機関やそのスタッフ、患者の生活に計り知れない影響を与えている現状をICRCは深刻に受け止めています。

特集：核兵器の時代に終止符を



© Photothèque ICRC (DRI)/

ICRCは、
今が核兵器の時代に終止符を打つ
絶好の機会であると確信しています。
4月20日、
ICRC総裁ヤコブ・ケレンベルガーが
初めて公式の場にて、
核兵器に特化した発言を行い、
二度と核兵器が使用されないよう
訴えました。



© Photothèque ICRC (DRI)/NAKATA, Satsuo

広島中区。原爆が投下され、街の風景が一変しました

ICRC総裁ヤコブ・ケレンベルガーの声明要旨

今こそ世界の国々が核兵器の時代に終止符を打つときです。

ICRCは、核兵器に関する議論が、軍事的及び政治的考慮のみでなされるべきではなく、究極的には人間の利益、人道法の基本原則及び人類全体の将来への考慮のもとでなされるべきと考えます。



© ICRC/KOKIC, Marko

ICRCは、その150年の歴史の間に、戦争下における計り知れない人々の犠牲、核兵器の使用のもたらす結果について証言してきました。

広島へ原爆が落とされた当時、ICRCの極東における救援要員であったマルセル・ジュノー博士は、核兵器の影響を証言する最初の外国人のうちの一人であり、のちに“*The Hiroshima Disaster*”（1982年、赤十字国際委員会より出版）にて爆撃の壊滅的な結果を描きました。核兵器の使用は、緊急及び医療支援基盤を破壊します。また、特有の性質として発生する放

射能が、長きにわたり人々を苦しめます。たとえ、それらから生き延びたとしても、彼らの将来には消化管への傷による命に関わる脱水症や下痢、感染症及び骨髄抑制による深刻な出血の脅威が残ります。

ICRCは、人道機関として純粋に法的分析の上に立ち、1996年の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を歓迎します。

核兵器は、その破壊力、筆舌に尽くしがたい人的被害、また時間や空間における想像を絶する破壊力、環境や世代に与える脅威、そして何より人類の存亡そのものに対する脅威という観点からも、他の兵器とは異なる存在です。だからこそ、ICRCは全ての国家に、その法的視点に関わらず、核兵器が二度と使用されないこ

とを確保するよう主張しているのです。

国際社会は、法的に拘束力のある条約の枠組みの中で使用禁止と廃絶に向けて交渉し、それぞれが負っている現行の責務を遂行することが必要であり、核兵器の拡散及び生産に必要な物資及び技術へのアクセス規制についても吟味しなければなりません。

ジュノー博士の証言は次の文で始まります。「爆撃の身体的衝撃は、人々の考え、不安、想像、すべての上をいきます。その道徳的衝撃は、恐るべきものです。」

ICRCは今日、全ての国家に対して、核兵器の時代に終止符を打つ今唯一の機会をつかむことを求めます。

核兵器に関するICRCの歩み

- 1945年 8月 : 広島における救援活動
- 9月 5日 : 赤十字(赤新月)社へ回状を送付。原子力兵器の合法性に疑義を呈し、その使用を禁止する協定を設けるよう国家に要請。
- 1948年-1981年 : 赤十字(赤新月)国際会議の決議にて非戦闘員及び人類の将来に対する大量破壊兵器の脅威を表明。
- 1950年 4月 5日 : 大量破壊兵器の発展に関する懸念を表明。
- 1965年10月 : 赤十字(赤新月)国際会議の決議にて、紛争当事者が尊重すべき原則として、戦争法の一般原則が核兵器及びその類似の兵器にも適用されることを表明。
- 1996年10月18日 : 国連総会第一委員会にて、1996年のICJの勧告的意見を歓迎するとコメント。
- 2010年 4月20日 : ICRC総裁が、核兵器に特化した声明を発表。

国際人道法からみた核兵器

国際人道法における核兵器の見解は、その使用に関して1996年の国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見が参照されます。

ICJは、核兵器使用の特別の許可及び核兵器自体の威嚇または使用の包括的又は普遍的禁止は、慣習国際法上も条約国際法上も存在しないとしました。その上で核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法、特に国際人道法の原則及び規則の要請、ならびに、核兵器を明示に取り扱う条約及び他の約束の特別の義務と両立しなければならないと述べています。具体的には、国際人道法の戦闘員と非戦闘員の区別及び均衡性の原則を「逸脱することのできない」として、核兵器にも適用されることを確認しています。

これらのことから、ICJは、核兵器の威嚇又は使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、特に人道法の原則及び規則に一般的に違反すると結論付けています。

ICRCは、当該意見を支持しています。ただし、このICJの勧告的意見は、法的拘束力があるものではなく、反対意見も実際には存在しています。



© Photothèque ICRC (DR)/

© Ringier Presse Service/ONUKA, Masami

広島での病院での光景（1945年8月7日）

ジュノー博士の略歴

1904年5月14日、スイスで6人きょうだいの5番目として誕生。10代の頃に父親を亡くし、母親の故郷であるジュネーブへ移住。知り合いから金銭的援助を受け念願の外科医師に。

1935年、イタリア軍が占領するエチオピアでICRCの短期ミッションに参加。その後、スペインの内戦下でICRCの活動に従事。

第二次世界大戦勃発後、欧州各地の捕虜収容所を訪問。
1944年12月、結婚。

1945年6月、ICRC駐日代表となり、8月に捕虜の訪問を目的として日本に赴任。広島にて緊急医療支援に従事。

1948年、国連子供基金の中国代表に。
1952年、ICRC総会のメンバーとして世界各地で活動。

1961年、患者を手術室から運んでいる最中に亡くなる。
1979年、広島にジュノー記念碑が建つ。

長編アニメ『ジュノー』完成

「ヒロシマの恩人」と呼ばれるジュノー博士の生涯を描いたアニメーション作品『ジュノー』の東京での上映が決定しました。

<東京都写真美術館：上映日>＊休映日9/6、10/12、10/18、11/8

9月 1日～11日 19:00

10月 9日～22日 11:00、13:00、15:00、17:00、19:00

11月 6日～11日 11:00、13:00、15:00、17:00、19:00

お問合せ先：アニメ・ジュノー制作委員会

☎082-223-0790 <http://www.junod.jp/>



捕虜を訪ねるジュノー（1939年11月、ドイツ・モースブルク）

広島を奔走したICRC職員

広島に原爆が投下された悲劇は周知の事実です。

しかし、あのおぞましい惨禍の中を被爆者救済に奔走したICRCの外国人医師がいたことをご存知でしょうか。

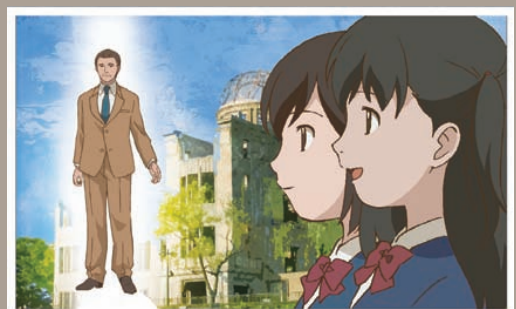
その人物の名前は、マルセル・ジュノー。1945年8月9日、広島に続き長崎にも原爆が落とされたその日、ジュノーは捕虜の取り扱いの視察のためにICRCの駐日首席代表として来日しました。終戦を迎え、広島入りした部下から想像を絶する現地の惨状を聞かされたジュノーはGHQに赴き救援を強く要請します。交渉は難航しましたが、GHQから薬品、医療資機材など15トンの提供を受け、空輸することに成功しました。また、自身も広島に入り、被害の実情を調べるとともに被爆者の治療にあたりました。彼の尽力によって救われた被災者は数万人ともいわれています。

ジュノーの報告から見える光景

「1945年9月8日、厚木飛行場を発ちました（中略）。20マイルにもわたって、あるものは破壊のみでした；街があった景色には一面、錆びた鉄が広がっていました」

「傷者数は、10万人と推定されていますが、多くの人とその傷の深刻さ又は医療の欠如によって亡くなりました」

- 破壊された建物：
全焼55000棟、半焼2300棟、全壊7000棟、半壊3700棟
大部分の学校、銀行及び工場が焼失
- 破壊された交通機関：
列車90台、路面電車87台、消防車44台、トラック122台全壊
- 破壊された通信手段：電話回線90%が燃焼
- 破壊された電力：すべての電力発電所が全焼
- 破壊された病院：日本赤十字社の病院を除く全ての病院が全壊
- 広島医療関係者の死傷者数：
医師300人中270人、看護師1780人中1654人、
薬剤師140人中112人、歯科医師162人中132人



日本とICRCの関わり

— 日本とICRCの関係を歴史をひもとくシリーズでお伝えします —

日本とICRCの出会い

パリ万国博覧会にて

日本とICRCの最初の出会いは、パリ万国博覧会でした。

1867年、日本は初めて万国博覧会に参加し、江戸幕府、佐賀藩及び薩摩藩が出展しました。国際負傷軍人救護委員会（のちの赤十字国際委員会）は、当時発足してわずか3年であったものの、万国博覧会にブースを設けて赤十字の考え方を紹介していました。その展示に目を留めた日本人の中に、のちに日本での赤十字運動の実現に尽力した佐野常民と高松凌雲がいました。



© 日本赤十字社

パリ万国博覧会

ました。佐野常民は佐賀藩の展示、医師の高松凌雲は江戸幕府の展示のために来ていました。

函館戦争における光と影

高松凌雲が帰国した時、日本では明治政府と旧幕臣との間で戊辰戦争が勃発していました。ついに、旧幕臣派の榎本武揚が蝦夷地に拠点を移すこととなり、古くからの知り合いであった高松は、函館病院を任せられます。

高松は、この時、赤十字の精神を実行し、榎本軍のみならず敵味方の区別なく政府軍も救護することにこだわりました。しかし、戦況が政府軍に有利になっていくと、患者の中に不安が広がり始めます。ついに、函館病院内に政府軍が進軍し、今にも患者に襲いかかろうとしたとき、高松が政府軍の説得にかかりました。彼の考えに耳を貸した部隊長がいたおかげで、同病院は被害をまぬがれたといえます。他方、同じ日に函館病院の分院となっていた高龍寺では、興奮した兵士が医師一名を殺害、一名を拘束し、患者を殺害した

後、寺に火を放つという悲劇が起きました。当時の日本で、赤十字の精神を広める必要があることを表す象徴的な事件となってしまいました。

ウィーン万国博覧会と ジュネーブの赤十字委員長を訪問した 岩倉具視と伊藤博文

1871年から1873年にかけて、明治政府は不平等条約改正の予備交渉、新しい国造りのための各国視察を目的とした岩倉使節団を欧米に派遣しました。

当時、佐野は在ウィーンの外交官としてウィーン万国博覧会に参加しており、使節団が博覧会を訪れた際、赤十字の展示と一緒に視察し、直接話したとされています。その後、使節団はジュネーブへと向かい、国際負傷軍人救護委員会のモアニエ委員長の別荘にて、同委員長と会談しました。その様子は、当時の委員会の機関紙にも掲載されており、岩倉具視や伊藤博文らが熱心に話を聞く姿勢に、日本への赤十字活動の普及に意欲を持ったとされています。

博愛社の設立

西南戦争時の救護活動

佐野が日本赤十字社の前身となる博愛社を立ち上げたのは、1877年の西南戦争がきっかけでした。

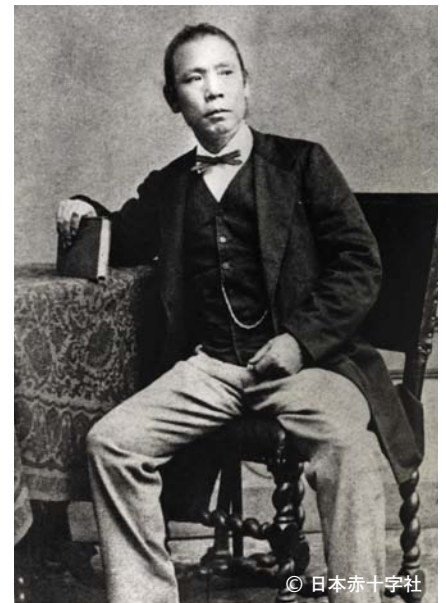
西南戦争における官軍と薩摩軍の激しい戦闘や多数の死傷者を目の当たりにした佐野は、「敵味方の区別なく救護する」救護団体として博愛社の設立を政府に願い出ました。しかし、その趣旨は理解されず、政府側の当事者だった岩倉に却下されます。しかしこの時、現地の征討軍の首脳へ直接願い出ることを岩倉が助言したという説もあります。

ついに佐野は熊本への征討総督有栖川

宮熾仁親王に請願し、同総督の英断の下に許可を受け、博愛社を設立。同社は、1887年5月、日本赤十字社へと改称しました。

国際赤十字への加盟

江戸時代の鎖国政策が解かれ、日本が世界へ門戸を開いたわずか30年後の1887年9月、日本赤十字社はICRCから国際赤十字への加盟を承認されました。



© 日本赤十字社

日本赤十字社初代社長 佐野常民

参考図書：オリヴ・チェックランド（著）工藤 教和（訳）『天皇と赤十字』（法政大学出版局、2002年）。

榎居孝『世界と日本の赤十字』（タイムス、1999年）。

榎居孝「岩倉使節団の赤十字訪問」『総合文化2』（総合文化協会、1999年12月）。

参考URL：日本赤十字社HP：<http://www.jrc.or.jp/about/jrc/est/index.html>

佐野常民記念館HP：<http://www.saganet.ne.jp/tunetami/>

2009	2004	1977	1953	1949	1945	1942	1941	1939	1937	1931	1920	1919	1914	1904	1894	1887	1886	1877	1876	1873	1871	1867	1864	1863
駐日事務所開設	日本赤十字社 定書の成立	ジュネーブ諸 条約へ加入	ジュネーブ諸 条約追加議 定書の成立	日本赤十字社 の設立	終戦	赤十字国際 委員会駐日 代表部設置	太平洋戦争	第二次世界 大戦勃発	日中戦争	満州事変	ルンペン受章	日本赤十字 社の看護師 3人が第一回 ナイチンゲ ール記章受 章	赤十字連盟 の創設	第一次世界 大戦	日露戦争	日清戦争	博愛社設立	西南戦争	五人委員会 を赤十字国 際委員会と 改称	岩倉使節団、 五人委員会 のギユスタフ・ モアニエ 委員長と会 見	ウィーン万国 博覧会	岩倉具視使 節団派遣	初回赤十字 国際会議	五人委員会 誕生

赤十字の輪

— 日本赤十字社と国際赤十字・赤新月社連盟の最新情報です —

次世代に向けた人道法教育

～13歳から18歳の青少年を対象に人道を説く必要性～

日本赤十字社は6月25日、全国で青少年赤十字を支援している小・中学校および高等学校の校長を東京の本社に招き、平成22年度青少年赤十字全国指導者協議会を開催しました。ICRCで青少年に向けた人道法普及を担当するスクデブ・シンが「人道法の探求 (Exploring Humanitarian Law: EHL)」と題する教育プログラムを紹介、1時間半にわたり講演を行いました。EHL教材の紹介からその教育手法、紛争のない先進国でのEHL実践状況、また、教育現場で人道法を教える意義などについて説明しました。

「人道法の探求 (EHL)」とは？

13歳から18歳までを対象にした、国際人道法とそれに関わるさまざまな問題について学ぶ教育プログラムです。

最終的には、正式な学校教育カリキュラムの中に人道法教育が組み込まれることが理想です。EHLの普及に関しては、各国の教育省（日本では文部科学省）の関与と理解、そして、可能な限り各国赤十字社・赤新月社の主導の下、教育現場に実施を促すことが求められます。

EHLの手法で大切なことは「探究する」こと

教師と生徒が一緒になって、人道上の諸問題について考えていきます。EHLが目指す包括的なアプローチでは、武力紛争の実態や戦う上でのルール、子ども兵士の定義や扱いなど、さまざまな教材や手法（ロールプレイング、ディスカッション、ブレインストーミング、映像の視聴）を用いて行います。



聴衆への質問を交えて講演するシン



学習の目的

1. 武力紛争時、また日常生活においても、人間の命や尊厳を尊重する必要があることを理解する
2. 人道上の問題や国際人道法のさまざまな側面、国際人道法の適用に際しての複雑性を理解する
3. 人道問題への関心、国内外の紛争を人道的観点から見る能力を身に付ける
4. 社会の中で最も弱い立場にある人々をターゲットにした地域活動やその他の活動に参加する

人道的な観点から事象をとらえ、その後戦いに何らかの制限が必要になることを理解します。また、国際人道法がどのように適用されているか、違反した場合にどのような制裁のメカニズムが機能するのかを知ります。そして、武力紛争の傷跡への具体的な対処やそこに生かされている原則を理解し、自身の文脈にあてはめて学校や地域での活動につなげます。



上：パビリオン外観

下左：世界中のボランティアの顔写真

下右：霧でできたスクリーンに目をみはる学生



© ICRC/C.Lee

© ICRC/C.Lee

中国・上海万博に「人道のテント」

～赤十字の魂とボランティア精神の権化～

5月1日から10月31日にかけて開催されている上海万博で、赤十字国際委員会と国際赤十字・赤新月社連盟の後援のもと、中国紅十字社は国際赤十字・赤新月館を出展しています。

パビリオンの白いテントに入ると、参加者はまず真っ暗なギャラリーに通されます。そこでは、人道援助が必要とされる様々な状況を描写する展示が行われています。また、映像を通して多種多様な状況下で赤十字がいかに現場のニーズに応えながらコミュニティを強化していくのか、その活動を知ることにも可能です。パビリオンの最後には、世界中の赤十字社・赤新月社のボランティアの顔写真が飾られた「偉大な壁 (Great Wall)」があります。参加者はそこで、自らが描く人道の理想を具体的に実現へと導く方法を知ることができます。現在1千万人近くにもものぼるボランティアの仲間に加わるにはどうしたらいいのか、実際どんな活動ができるのか。会場にいる中国紅十字社の職員やボランティアに詳しい話が聞けます。

上海万博における赤十字の貢献は、パビリオンでの展示にとどまりません。万博内に設けられた救護所には、165人の赤十字のボランティアや医師が働いていて、7千万人の来場者が見込まれる万博において車椅子の貸し出しや応急手当て、その他緊急事態に備えています。また、上海市内の148ヶ所に応急処置ステーションを設け、2,000人のボランティアを配して観光客に医療サービスを提供する態勢を整えています。

文民と軍人の区別をより明確に

ガイドラインの編纂責任者が来日講演

ICRC法律顧問のニルズ・メルツァーが6月下旬に来日し、「敵対行為への直接参加(Direct Participation in Hostilities)」に関するICRC解釈ガイドラインについて、日本国際問題研究所主催セミナーをはじめ、日本国際法学生協会(JILSA)、京都大学国際法学会で講演しました。また、防衛省職員など政府関係者との意見交換も行い、近年の武力紛争の傾向から、DPHの定義の必要性及びその概念について説明しました。

同ガイドラインはメルツァーの主導で取りまとめられ、昨夏に出版されました。国際人道法の原則の中には、「戦闘員と文民(一般市民)の区別」というものがあります。戦闘員と文民を分けて、戦闘に直接参加していない文民は法によって保護されなければならないため、この原則は大変重要になってきます。国際人道法上、武力紛争下にいる人々は、攻撃の際に正当な標的とみなされる人と、攻撃から保護されるべき人に分けられます。前者には、紛争当事者に帰属する組織された戦闘員が入り、後者には文民、戦闘能力を失った非戦闘員等が入ります。

敵対行為に直接参加する文民は、戦闘員と同じく正当な標的とみなされます。しかし昨今では、内戦などの非国際的武力紛争において武装した反政府勢力が文民の中に紛れることが多く、また、文民も武力集団の一員として戦闘に加わることもあるなど、文民と戦闘員の区別がますます困難になってきています。

そこで、ICRCが作成したガイドラインは、文民の定義や、どのような行為を「敵対行為への直接参加」と見なすのか、また、保護される権利を失うのはどういう状況か、の三つを主な論点として、それぞれを定義しています。例えば、近年増加する軍などの紛争当事者に雇われた民間人および民間団体は、どのように扱われな

ければならないのか。この問いに対して、ICRCの解釈は、当該人または団体が文民であり、戦闘が行われている最前線に弾薬などを運び入れるなど、敵対行為への直接参加とみなされる行為を行わなければならぬとされています。しかし、紛争当事者とともに行動をする立場上、付随的な傷害を受けやすいのも事実で、そうした場合、状況によっては加害者側が人道法を違反したとみなされない場合もあります。

国際人道法の番人であるICRCがこうした解釈を提示したことで、講演会や意見交換会では参加者から具体例を用いたさまざまな質問・意見が飛び交い、同問題への関心の高さがうかがわれました。

ICRCのDPH解釈ガイドライン(英語)は、以下にアクセスして入手できます。

<http://www.icrc.org>>
Humanitarian Law>
Reaffirmation and Development>
ICRC Publication



京都大学国際法学会で講演するICRC法律顧問、ニルズ・メルツァー(京都、6月19日)



人道活動の現場に日本人を！

青山学院大学大学院GLEPとの新たなコラボ

青山学院大学大学院の国際政治経済学研究科に新設されたグローバル・エキスパート・プログラム(GLEP)の国際人道支援活動論Iにて、6月下旬、ICRCは特別授業を行いました。

受講者は、国際公務員など国際機関で活躍する日本人の育成を目的とするGLEPに所属する学生。授業では、ICRCの歴史や組織構造、活動基盤である国際人道法の解説や人権法との違い、職員のトレーニングなど専門的な内容まで幅広く扱いました。

ICRC Support Unit (ISU) の立ち上げ

GLEPとICRCは共同プロジェクトを立ち上げ、学生で構成される「ICRC Support Unit(ISU)」を9月から始動させます。ISUに所属する学生はICRCのリソースを用いて、共同イベントの企画運営やジュネーブ本部でのリサーチ、駐日事務所HPの更新等を自主的に行います。ICRCの活動に直接参加しながら、人道支援の現場や活動の実態を垣間見て、今後のキャリアに活かすことがISU設立の目的です。

ICRC's Mission Statement

ICRCは、公平で中立、かつ独立した組織であり、武力紛争およびその他暴力の伴う事態によって犠牲を強いられる人々の生命と尊厳を保護し、必要な援助を提供することをその人道的使命としています。

ICRCは、人道法および世界共通の人道的諸原則を普及させ、また強化することによって、人々に苦しみ及ばないように尽力しています。

1863年に設立されたICRCはジュネーブ諸条約および国際赤十字・赤新月運動の創設者でもあります。武力紛争およびその他暴力の伴う事態において、国際赤十字・赤新月運動による国際活動の指揮・調整にあたります。



赤十字国際委員会 駐日事務所

〒105-0021
東京都港区東新橋2-9-3 ラ・ピアッツオーラ6階
TEL: 03-6459-0750 / FAX: 03-6459-0751

日本語ウェブページ: <http://www.icrc.org/jp/intro>
*駐日事務所公式HPは今秋中に公開予定です。

 **日本赤十字社**
Japanese Red Cross Society
ウェブサイト: <http://www.jrc.or.jp>